## いじめ防止基本方針

吹田市立吹田第三小学校 令和6年4月25日

(目的)

第1 いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

(いじめの防止)

- 第2 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。
- 1 児童・生徒一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。
- (1) 日常的に児童の行動の様子を把握する。
- (2) 遅刻や欠席について毎日確認する。
- (3)「児童支援委員会」・「コア会議」の機能性を高める。

「児童支援委員会」は、管理職、首席、児童支援、特別支援コーディネーター、各学年担当者、養護教諭、通級担当者、SSW 担当者、教育相談担当者、その他の関係者、「コア会議」は、管理職、首席、児童支援、特別支援コーディネーター、養護教諭、通級担当者、SSW 担当者、教育相談担当者、で構成する。

- (4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。(別紙1)
- (5) 計画的に校内研修を行う。
- (6) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。
- 2 いじめについての共通理解を図り、児童がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、児童・生徒自らがいじめについて学ぶ取組を進める。
- (1) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。
- (2) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
- (3) 言語活動を充実させ、児童のコミュニケーション能力を向上する。
- (4) 児童会活動を活性化し、児童自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。
- (5) ともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
- (6) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童への情報モラル 教育および保護者への啓発活動を進める。

(早期発見)

- 第3 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。
- 1 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。
- (1) 日常の児童・生徒相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
- (2) 学校生活アンケートを学期に1回実施する。実施後は内容によって児童個別の面談、児童支援委員会等

での共有、及び対応策の検討などを行い、問題解決に取組む。アンケートは紙媒体で保管し、厳重に取り扱う。

(3) 教育相談担当者と連携をとり、いじめの当事者(含む保護者)やいじめ周辺者(含む保護者)からの情報の収集に努めるとともに、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知図り、教育相談体制の充実に努める。

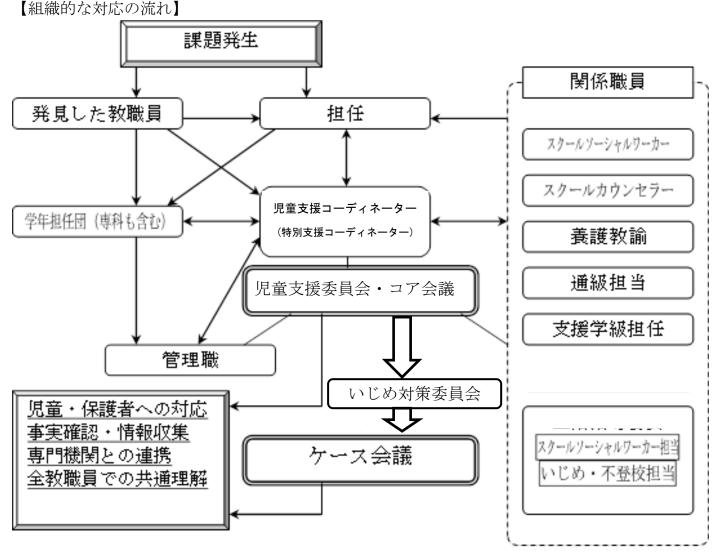
### (いじめに対する措置)

- 第4 いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。
- 1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年所属教職員や管理職・人権生活委員会担当者やコア会議のメンバーに報告する。必要に応じて「いじめ対策委員会」を立ち上げ、ケース会議を持ち、対応を考える。その中で被害児童を守り、加害児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
- (2) 事態の軽重に関わらず、速やかに保護者へ事実関係を伝える。
- (3)被害児童に寄り添い、支える体制づくりを行い、必要に応じて加害児童を別室指導や出席停止とする。
- (4) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
- (5) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (7) (別紙2) のように組織的対応し、早期解決に努める。
- 2 重大事態が発生した場合は、「いじめ対策委員会」が初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うととも に、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。
- (1) いじめにより被害児童に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている 疑いがある場合等は、児童支援委員会による調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
- (2) いじめ対策委員会は、被害・加害児童からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに 行い、その調査結果を被害児童およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分 に聴取する。
- (3)必要に応じて、被害児童およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

### (その他)

第5 この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を 行い、児童の実態に応じて計画を見直す。

いじめ防止等に関する年間計画 <sub>一吹田第三小学校—</sub>				
	学校	児童生徒	保護者	地域・その他
4月	児	参観・	学級懇談	PTA·学校評議員
5月	支			小中一貫会議 地域教育協議会
6月	接 ・	<b>孫強化週間</b>	個人懇談	五中ブロック交流会
7月	員 学期末集計、点検・検証			小中一貫会議
8月	会			
9月	校内研修			
10月	人権教育強化週間	±	曜参観	小中一貫会議
11月	会心と体のア			
108	議	学校教育自己	診断 	
12月	学期末集計、点検·検証 定 参	観・学級	懇 談	PTA•学校評議員
1月	例			小中一貫会議
2月	学年末集計、点検・検証	心と体のア <b>観・学</b> 編		
3月	年度末点検・検証			地域教育協議会 PTA·学校評議員 小中一貫会議



# 児童支援委員会 構成員

校長、教頭、首席、児童支援コーディネーター、特別支援コーディネーター、養護教諭 通級担当、各学年担当、SSW 担当、教育相談担当

コア会議 構成員

校長・教頭・首席・児童支援コーディネーター・特別支援コーディネーター・養護教諭・通級担当・SSW 担当・教育相談

【留意事項】 \*大阪府教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成24年12月参照) 「いじめ対応プログラムI」(平成19年6月参照)

### ○いじめを訴えてきた児童・生徒への対応

- ・子どもの心身の状態等に配慮し、子どもの立場に立って思いを十分に聞き取る。
- ・いつ、どこで、誰に、何をされたか、事実を整理しつつ丁寧に聞き取る。
- ・聞き取りをする場所も含め、話しやすい雰囲気づくりに配慮する。
- ・結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待ち、本人の要望を十分に聞く。
- ・担任一人で、いじめかどうか判断をしない。

### ○いじめたと訴えられた関係児童・生徒への対応

- ・いじめたと決め付けて話を聞くことがないように気をつける。
- ・事実関係の正確な把握や、学校から関係者への説明を適切に行うために、記録を取る。
- ・それぞれの児童から、個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行ないながら全体像をつかむ。
- ・目撃した児童・生徒がいた場合、その児童・生徒からも状況を聞く。
- ・携帯電話等情報機器を使用したいじめの場合、その情報がどういう経路でどの程度広がっているのかを確認 する。

### ○いじめ対策委員会

- ・事実関係から、いじめの事態について判断する。
- ・いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた児童を支援する対応策を考える。
- ・できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう詳細な 役割分担を行う。(誰が、いつ、どこで、何をするのか)
- ・保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。(複数対応、電話では済ませない。)
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・弁護士等との連携や緊急・重篤な事案に対しては、「警察等関係諸機関との連携」、「保護者・地域の状況説明」、「報道機関等への情報提供」など相談・協議する。